

(仮称) 柏中学校区義務教育学校建設等工事
設計業務委託 特記仕様書

令和6年度

柏市教育委員会 教育総務部 教育施設課

公共建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 ((仮称) 柏中学校区義務教育学校建設等工事 設計業務委託)

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 ((仮称) 柏中学校区義務教育学校)
(2) 敷地の場所 (柏市 明原四丁目1番1号)
(3) 施設用途 (小学校)
(4) 委託工期 (契約日の翌日 ~ 令和8年3月27日)

3. 適用

本特記仕様書に記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用する。

「○」印の付かない場合は、「※」印を適用する。

「○」印と「⊗」印が付いた場合は共に適用する。

4. 設計条件

(1) 敷地の条件

- (a) 敷地の面積 (約 40,445 m²)
(b) 用途地域及び地区の指定 (第一種・第二種中高層住居専用地域)
(建蔽率 60 % 容積率 200 %)
(第一種高度地区 (法 22 条区域))

(2) 施設の条件

【 学校 】

① 校舎

- (a) 延べ面積 (約 14,000 m²)
(b) 主要構造 (RC又はS 造 地上 4～5 階建て)

② 屋内運動場

- (a) 延べ面積 (約 1,400 m²)
(b) 主要構造 (任意)

③ 給食室

- (a) 延べ面積 (約 1,000 m²)
(b) 主要構造 (任意)

④ こどもルーム

- (a) 延べ面積 (約 1,000 m²)
(b) 主要構造 (任意)

⑤ 屋外倉庫

- (a) 延べ面積 (約 100 m²)
(b) 主要構造 (任意)

⑥ 校舎改修 棟 ㉖ - 1, ㉗

- (a) 延べ面積 (約 500 m²)
(b) 主要構造 (R C 造 地上 4階建て地下1階)

⑦ プール解体 棟

- (a) 延べ面積 (約 106 m² 水面積 325 m²)
(b) 主要構造 (造 地上 1階建て)

(3) 耐震安全性の分

- (a) 構造体 II 類
(b) 建築非構造部材 A 類
(c) 建築設備 乙 類

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による。

(4) 建築物の類型 第七号第1類

建築物の類型は、平成31年国土交通省告示第98号別添二による。

(5) (○建設 ○改修) の条件

- (a) 予定工事費 (9,000,000,000 円 (税込み))
(b) 建設工期 (約 20 ヶ月)
(c) 補助事業予定 (○ 有 ・ 無)
(文科省 公立学校施設整備費負担金)
(学校施設環境改善交付金)

(6) 設計条件の資料

設計条件については、次の資料による。

- (仮称) 柏中学校区義務教育学校増築等工事設計要領書
 - 計画概要
 - 増築校舎の計画諸室
 - 改修内容 (既設棟)
 - 特記事項
 - 配慮事項
- 柏中学校区における義務教育学校施設整備方針
- 環境関連計画・指針 (柏市地球温暖化防止計画, 柏市公共施設等低炭素化指

針，柏市公共施設省CO₂指針等，以下「環境計画等」という。)

- 柏市景観関連計画（景観法，柏市景観まちづくり条例）
- 柏市緑を守り育てる条例等の関連計画・条例

5. 契約条件

- (a) 契約形態 (○ 総価 ・ 単価 契約)
- (b) 支払回数 (2 回)
- (c) 注意事項 (基本設計終了時及び実施設計終了時の2回)

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は，「公共建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- (a) 基本計画に関する標準業務
 - 配置計画
 - 平面計画
- (b) 基本設計に関する標準業務
 - 建築（意匠）
 - 建築（構造）（主要構造の比較検討を含む）
 - 電気設備
 - 機械設備（給排水衛生設備，空調換気設備及び昇降機等）
 - 土木（建築外構）工事（外構・緑化・校庭造成等）
 - 工事費概算（土木工事の概算数量書を含む）
 - ワークショップの開催，進行，意見集約等取りまとめ
 - 庁内検討会議等の開催，進行，意見集約等とりまとめ
- (c) 実施設計に関する標準業務（工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務は含まない。）
 - 建築（意匠）
 - 建築（構造）
 - 電気設備
 - 機械設備（給排水衛生設備，空調換気設備及び昇降機等）
 - 土木（建築外構）工事（外構・緑化・校庭造成等）
- (d) 積算業務
 - 建築積算業務
 - 電気設備積算業務

- ⊙ 機械設備積算業務
- ⊙ 土木積算業務（外構・緑化等）

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ⊙ 積算業務
 - ⊙ 建築積算
 - （ 積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成 ）
 - （ 単価作成資料の作成 ）
 - （ 見積収集 ）
 - （ 見積検討資料（見積り比較表）の作成 ）
 - ⊙ 電気設備積算
 - （ 積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成 ）
 - （ 単価作成資料の作成 ）
 - （ 見積収集 ）
 - （ 見積検討資料（見積り比較表）の作成 ）
 - ⊙ 機械設備積算
 - （ 積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成 ）
 - （ 単価作成資料の作成 ）
 - （ 見積収集 ）
 - （ 見積検討資料（見積り比較表）の作成 ）
 - ⊙ 土木（建築外構）積算
 - （ 積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成 ）
 - （ 単価作成資料の作成 ）
 - （ 見積収集 ）
 - （ 見積検討資料（見積り比較表）の作成 ）
- ⊙ 透視図作成（基本設計）
 - ⊙ 種類（内観パース）判の大きさ（A3程度）カット数（2）
各枚数（4）内、木目調額入り（1）
 - ⊙ 種類（外観パース）判の大きさ（A3程度）カット数（2）
各枚数（2）内、木目調額入り（1）
 - ⊙ 種類（鳥瞰パース）判の大きさ（A3程度）カット数（2）
各枚数（2）内、木目調額入り（1）
 - ・ 模型作成
 - ・ 縮尺（ ） 主要材料（ ）
 - ケースの有無（ ） 材質（ ）
 - ・ 模型の写真撮影
 - ・ カット枚数（ ） 判の大きさ（ ）
 - 白黒・カラーの別（ ）
 - ⊙ 学校建築計画説明動画作成（基本設計時）
 - ⊙ 計画通知（建築基準法関係規定（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例に

関する許認可等を含む。) に関する手続き及びこれに付随する詳細協議 (手数料の納付は含まない。)

- ・ 建築基準法に基づく許可・認定に関する手続き業務
- ① 各種法令・条例 (建築基準法関係規定 (みなし規定を含む。)) 等に係る法令・条例に関する許認可等を除く) に関する事前協議, 届出・申請図書及び資料の作成, 手続き及びこれに付随する詳細協議 (手数料の納付は含まない。)
- ② 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。) 第 13 条第 2 項 (適判) に規定する手続き業務
- ・ 建築物省エネ法第 20 条第 2 項 (通知) に関する手続き
- ③ 千葉県福祉のまちづくり条例第 25 条 (通知) に関する手続き
- ④ 柏市景観まちづくり条例第 5 条第 1 項 (事前協議) に基づく必要図書作成及び申請手続き
- ⑤ 景観法第 16 条第 1 項 (通知) に基づく必要図書作成及び届出手続き
- ⑥ 柏市緑を守り育てる条例第 11 条第 1 項 (計画書) に関する手続き
- ⑦ 柏市開発事業等計画公開等条例に関する手続き (説明会の開催, 標識看板の作成, 設置報告書の届出, 日影図の作成)
- ⑧ 千葉県建築基準法施行条例に基づく許可・認定に関する手続き
- ⑨ 開発行為, その他関係法令に基づく届出及び申請の手続き業務
- ⑩ 千葉県リサイクルガイドラインに基づくリサイクル計画書の作成
- ⑪ 柏市地球温暖化対策計画, 柏市公共施設省 CO2 指針, 柏市低炭素まちづくり指針に基づく計画書の作成及び届出, 申請手続き
- ⑫ Z E B 化検討資料の作成及び B E L S 申請の手続き業務
- ⑬ 建物配置及びレベル測量に係る関連業務
- ⑭ アスベスト調査に係る関連業務
- ⑮ 地質調査の実施や考察等の関連業務
- ⑯ 地質調査に係る基礎及び改良方法等検討並びに資料作成等の関連業務
- ⑰ 小荷物専用昇降機の劣化度調査報告書
- ⑱ 建築基準法 1 2 条 5 項報告書作成 (検査済証の有無が不明な校舎について安全の確認を含む。), 改善案検討設計等の関連業務
- ⑲ 概略工事工程表及び工事工程計画の作成
- ⑳ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) による評価書の作成
- ㉑ 住民説明等に必要資料の作成 (法令等に基づくものを除く。)
- ㉒ 日影図の作成
- ㉓ 電波障害に関する調査及び資料作成
- ㉔ ワークショップの開催, 進行, 意見集約等とりまとめ

- ⊙ 庁内検討会議等の資料作成等
- ⊙ 各種補助金申請等に伴う申請図書及び資料作成業務
- ⊙ 補助対象額算定書の作成協力
- ⊙ その他業務上必要な申請・届出関係書類作成業務

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- ⊙ 基本計画業務は、以下の a～f 内容について関係部署と協議し、決定する。
 - (a) 普通教室等の使用方法及び整備内容
 - (b) 給食配膳室
 - (c) 増築校舎の配置
 - (d) 既設棟 (㉖-1 棟, ㉗棟) を含む室配置
 - (e) 設棟の接続方法
 - (f) 整備スケジュールと整備面積の検討
- ⊙ 基本設計業務は、提示された (⊙設計与条件 ⊙適用基準) に基づき行う。
- ⊙ 実施設計業務は、提示された (⊙設計与条件 ⊙基本設計図書 ⊙適用基準) に基づき行う。
- ⊙ 積算業務は、担当職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
 - ・ 本設計業務委託については、設計VEを施行する
- ⊙ 設計にあたっては、工事現場の生産性向上 (省人化や工事日数短縮) に配慮する
- ⊙ 受注者は、業務に先立ち業務計画書及び工程表を作成し、市の承諾を受ける。変更があった場合も同様とする。
- ⊙ 受注者は担当職員と協議して業務に必要な調査を行い、資料及び設計図書を作成する。
- ⊙ 現場調査にあたっては、作業日程及び作業内容を担当職員と打合せのうえ、施設管理者に連絡し承諾を受ける。
- ⊙ 発注者は、対象建築物の改修工事に関する資料など業務に必要な資料を貸与する。
- ⊙ 設計業務期間中は、担当職員との協議により定期的に進捗確認等の打ち合わせを実施する。なお、受注者において記録を作成する。
- ⊙ 設計図書等の提出期限を厳守する

(2) 適用基準等

本業務は以下に掲げる技術基準等を適用とする。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

- | | |
|----------------|-----------|
| (a) 共 通 | (年 版 等) |
| ⊙ 官庁施設の基本的性能基準 | () |

○	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	()
○	官庁施設の総合耐震診断・改修基準	()
○	環境配慮型官庁施設計画指針	()
○	省エネルギー建築設計指針	()
○	千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	()
○	官庁施設の環境保全性基準	()
○	官庁施設の防犯に関する基準	()
○	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	()
○	公共建築工事積算基準	()
○	公共建築工事共通費積算基準	()
○	公共建築工事標準単価積算基準	()
○	公共建築工事積算基準等資料	()
○	建築物解体工事共通仕様書	()
○	中学校施設整備指針	()
	(文部科学省大臣官房文教施設企画部)		
○	小学校施設整備指針	()
	(文部科学省大臣官房文教施設企画部)		
○	学校施設の長寿命化改修の手引き	()
	(文部科学省)		
・	柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例	()
(b)	建築	(年 版 等)
○	建築工事設計図書作成基準	()
○	建築工事設計図書作成基準の資料	()
○	敷地調査共通仕様書	()
○	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	()
○	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	()
○	建築設計基準	()
○	建築設計基準の資料	()
○	建築構造設計基準	()
○	建築構造設計基準の資料	()
○	建築鉄骨設計基準	()
・	擁壁設計標準図	()
○	建築工事標準詳細図	()
○	構内舗装・排水設計基準	()
○	構内舗装・排水設計基準の資料	()
○	表示・標識標準	()
(c)	建築積算	(年 版 等)

- 公共建築数量積算基準 ()
- 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編) ()
- 公共建築工事見積標準書式(建築工事編) ()
- (d) 設備 (年 版 等)**
- 建築設備計画基準 ()
- 建築設備設計基準 ()
- 建築設備工事設計図書作成基準 ()
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) ()
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) ()
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) ()
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) ()
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) ()
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) ()
- 雨水利用・排水利用画設備計画基準 ()
- 建築設備耐震設計・施工指針(一財)日本建築センター ()
- 建築設備設計計算書作成の手引(一社)公共建築協会 ()
- (e) 設備積算 (年 版 等)**
- 公共建築設備数量積算基準 ()
- 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編) ()
- 建築工事見積標準書式(設備工事編) ()
- (f) 土木(建築外構)積算 (年 版 等)**
- 公共建築数量積算基準 ()
- 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編) ()
- 公共建築工事見積標準書式(建築工事編) ()

(3) 業務計画書

業務の開始に先立ち、業務の概要・目的、実施方針、実施体制、実施工程・手順、打ち合せ計画等を明記した業務計画書を担当職員に提出し、承認を受ける。

※ 各書類の提出にあたっては、担当職員とのチェック・修正等の期間を見込んだ実施工程とすること。

また、業務計画書には次の内容を記載する。

(a) 業務体制

- ① 業務体系図
- ② 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成26年度以降に着手した施設の設計業務実績及び現在の手持業務の状況
- ③ 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格実

務経験年数，平成26年度以降に着手した施設の設計業務実績及び現在の手持業務の状況

- ④ 各担当技術者の担当分野，氏名，生年月日，所属・役職，保有資格，実務経験年数，平成26年度以降に着手した施設の設計業務実績及び現在の手持業務の状況
- ⑤ 協力事務所（協力者のうち，各担当分野の担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）の名称，代表者名，所在地，分担業務分野，協力を受ける理由及び具体的内容（協力事務所がある場合。）

※今回の業務体制と同体制で実施した業務がある場合は，その実績を記載すること

(b) 業務工程

業務進行のフロー及び期間を示したものを提示すること。

(c) 業務方針

- ① 業務への取組体制
- ② 設計チームの特徴
- ③ 特に重視する設計上（意匠，構造，設備の各分野）の配慮事項
- ④ その他の業務実施上の配慮事項

使用機器・システム，打ち合せ計画，成果品の品質を確保するための計画，連絡体制等

(d) 公共建築設計業務委託共通仕様書第3章3.2に定める設計方針

(5) 管理技術者及び主任担当技術者の資格要件

業務の実施に当たっては，次の資格要件を有する管理技術者及び主任担当技術者を適切に配置した体制とする。なお，管理技術者，建築（意匠）・建築（構造）設計主任担当技術者については，小学校，中学校施設の建築設計（延べ床面積の合計が8,000㎡以上の校舎の新築，増築もしくは建替え）の設計実績のある者を配置することとする。また，管理技術者においては，各主任担当技術者との兼任は認めない。

(a) 管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。

なお，受注者が個人である場合にあつてはその者，会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属するものを配置しなければならない。

- 建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ。)第2条第2項に規定する一級建築士
- ・ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
- ・ 下記の実務経験（建築士法施行規則第1条の2に定める内容をいう。以下同じ。）を有すること

- ・ 18 年以上
- ⊙ 13 年以上
- ・ 8 年以上
- ・ 5 年以上

(b) 主任担当技術者

主任担当技術者については、次の要件を満たし、設計図書の内容を的確に判断できる者を各分担業務分野（⊙建築（意匠）⊙建築（構造）⊙電気設備 ⊙機械設備 ⊙土木）毎に1名配置するものとする。

なお、建築（意匠）及び建築（構造）の主任担当技術者は、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

① 建築（意匠）設計主任担当技術者

- ⊙ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
 - ・ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
 - ・ 耐震補強設計業務及び耐震補強工事監理業務の実績があること。
- ⊙ 下記の実務経験を有すること
 - ・ 18 年以上
 - ・ 13 年以上
 - ・ 8 年以上
 - ⊙ 5 年以上

② 建築（構造）設計主任担当技術者

- ・ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
- ⊙ 建築士法に基づく構造設計一級建築士
 - ・ 耐震診断及び耐震補強設計技術習得のため、耐震診断及び耐震補強設計関係の講習会を受講していること。
- ⊙ 下記の実務経験を有すること
 - ・ 18 年以上
 - ・ 13 年以上
 - ・ 8 年以上
 - ⊙ 5 年以上

③ 電気設備設計主任担当技術者

- ⊙ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士若しくは設備設計一級建築士
 - ・ 技術士，電気工事士，電気主任技術者若しくは電気工事施工管理技士
- ⊙ 下記の実務経験を有すること
 - ・ 18 年以上
 - ・ 13 年以上

- ・ 8年以上

- ⊙ 5年以上

④ 機械設備設計主任担当技術者

- ⊙ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士若しくは設備設計一級建築士

- ⊙ 下記の実務経験を有すること

- ・ 18年以上

- ・ 13年以上

- ・ 8年以上

- ⊙ 5年以上

⑤ 土木（建築外構）設計主任担当技術者

- ・ 建設業法に基づく1級土木施工管理技士，2級土木施工管理技士若しくは測量士

- ⊙ 技術士（土木）若しくはRCCM登録者

- ・ 主任担当技術者については，次の分野に限り兼務してよいこととする

- ・ 建築（意匠）と土木

- ⊙ 下記の実務経験を有すること

- ・ 18年以上

- ・ 13年以上

- ・ 8年以上

- ⊙ 5年以上

(c) 担当技術者

担当技術者は，設計図書的设计内容を的確に判断するとともに，設計業務等についての経験を有する者で工事設計業務に関し，3年以上の実務経験を有する者とする。

(4) 貸与品等

貸与品等	適用
⊙ 既存校舎新築工事許認可通知関係書類	後日，申出要
⊙ 既存校舎新築工事竣工図	
⊙ 既存ボーリングデータ	

貸与場所（ 教育総務部 教育施設課 ） 貸与時期（ 委託業務着手時 ）

返却場所（ 教育総務部 教育施設課 ） 返却時期（ 委託業務終了時 ）

(5) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い，速やかに記録を作成し，担当職員に提出する。

(a) 業務着手時

(b) 担当職員又は管理技術者が必要と認めたとき

(c) その他 (各種届出・申請・通知業務等において、協議・会議を行った時)

(6) 成果物等の提出

成果物等の提出時期は下記の表による

提出書類等	部数	提出時期
(a) 提出書類		
○ 業務着手届		契約締結後，7日以内
○ 業務計画書及び工程表	2部	契約締結後14日以内
○ 委託業務月次報告書	2部	毎月末締翌月5日
○ 現地調査報告書	2部	令和6年 9月30日
○ 基本計画における成果物 (必要諸室，床面積，ゾーニングの決定等)	2部	令和6年11月29日
○ アスベスト調査報告書	2部	令和7年 2月14日
○ 基本設計における成果物	2部	令和7年 3月31日
○ 建築基準法許認可申請書	2部	令和7年 9月12日
○ 設計図面 (内容確認用)	1部	令和7年10月17日
○ 計画通知※	1部	令和7年11月14日
○ 設計内訳書，数量調書等	1部	令和7年12月12日
○ その他成果物	適宜	令和8年 3月27日
(b) その他		
○ 打合せ議事録	2部	打合せ後適 (5日以内)
○ 業務完了通知書	1部	業務完了後
○ 検査願届	1部	業務完了後

(注)： 提出期限までに検査に合格し，業務を完了させること。

： 打合せ議事録については，電話・ズーム等で行った内容も必要であれば提出すること

令和8年4月28日までに確認済証を取得すること。

(7) 検査

(a) 業務完了の通知については，「業務完了通知書」及び「検査願届」に必要事項を記載する。

(b) 業務月次報告書は，次の構成とする。

○ 業務計画工程表・業務実施工程表

業務計画を立て，業務計画・報告書のうち，「予定」の欄に，必要事項を記載する。その後の業務の進捗に伴い，業務の実施状況について，同様式のう

ち、「実施」の欄に必要事項を記載する。

○ 打合せ議事録

担当職員及び関係者との打合せ結果について、「打合せ議事録」に必要事項を記載する。

○ 業務月報

「設計業務月報」に、主要な月間業務実施内容について、各業務内容毎に簡潔に記載し、図面・写真等を添付すること。なお、実施状況については、築図等進捗を確認できるものと合わせて報告する。

○ 業務日報

「業務日報」に、日々の業務内容について、簡潔に記載する。

(8) 業務履行に関する条件等

業務の実施にあたっては、以下による。

(a) 工事費

- ① 建設費並びに将来的な光熱水費及び維持管理費を含めたトータルコストについて、コスト縮減に配慮・検討をする。
- ② 刊行物・見積り取得による単価の設定においては、比較検討を行い適正な金額で積算を行うものとする。
- ③ 基本設計時における工事費概算額の算定にあたっては、類似する複数の物件工事単価を調査するなど、適切な算定を行うものとする。

(b) 施設利用

- ① 避難所としての防災機能については、整備費、維持管理費等を含めて防災担当部署と協議を行い、設計に反映させるものとする。
- ② 施設の一部を地域開放するため、地域開放エリアの設定、管理方法、利用状況等を十分把握し関係部署と協議を行い、協議結果を設計に反映させるものとする。

(c) 省エネ

- ① 屋上・外壁等の断熱化、複層ガラスの採用等の省エネルギー化について整備費、維持管理費等の比較検討を行い、協議結果を設計に反映させるものとする。
- ② 太陽光発電設備の設置、雨水再利用、屋上・壁面緑化等のCO₂削減について、整備費、維持管理費等の比較検討を行い、協議結果を設計に反映させるものとする。

(d) その他

- ① 現地の交通状況等周辺状況を十分把握し、給水、排水、ガス、電気設備等について、関係機関と十分打合せを行い、担当職員と常に綿密に連絡協議をするものとする。
- ② 児童数の変化に配慮した設計とする。

- ③ 上記の配慮・検討事項については、予め比較検討資料を提示し、承認を受けるものとする。

(9) その他

(a) 指定部分の範囲 (無し)

・ 指定部分の履行期限 (無し)

(b) 成果物の提出場所 (柏市教育委員会 教育総務部 教育施設課)

(c) 成果物の取り扱いについて

- ① 提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- ② 提出された成果物等は、市が行う事務並びに市の認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

(d) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
- 1) 写真を公表すること。
- 2) 写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

3. 成果物，提出部数等

(1) 基本計画

成果物	原図	写し	製本形態	適用 (A4判以外は特記)
(a) 建築(意匠) ◎ 建築(意匠)基本計画図書 ◎ 基本計画説明書 ◎ 計画配置図 ◎ 計画各階平面図 (計画規模がわかるもの) ◎ 普通教室検討案	各3部		ファイル綴じ	※CD-Rによる提出 サイズ：A3判

(注)： 成果物は、担当職員の指示により、製本とする。

： 提出図等の縮尺は、協議による。

- : 既存図のコピー，貼付け等での作図は原則禁止とする。
- : 設計図は，適宜，追加してもよい。
- : CADデータ等の保存形式については原則JWW形式とする。またレイヤー構成については，業務着手時に担当職員と協議する。
- : 電子媒体（CD-R）の提出部数は1部とする。
- : 電子データの提出にあたっては，最新のウイルスチェックを行うものとする

(2) 基本設計

成果物	原図	写し	製本形態	適用 (A4判以外は特記)
(a) 建築（意匠）				
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 建築（意匠）基本計画図書 <ul style="list-style-type: none"> ◎基本設計説明書 （基本コンセプト，設計方針，比較検討資料を含む） ◎仕様概要表 ◎仕上表 ◎面積表及び求積図 ◎敷地案内図 ◎配置図 ◎平面図（各階） ◎断面図 ◎立面図（各面） ◎矩形図（主要部詳細） ◎ 工事費概算書 ◎ 仮設計画概要書 	<ul style="list-style-type: none"> 各3部 1部 1部 		<ul style="list-style-type: none"> ファイル綴じ ファイル綴じ 	<ul style="list-style-type: none"> ※CD-Rによる提出 サイズ：A3判
(b) 建築（構造）				
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 建築（構造）基本設計図書 <ul style="list-style-type: none"> ◎基本構造計画案 ◎構造計画概要書 ◎仕様概要書 ◎ 工事費概算書 ◎ 構造検討書 <ul style="list-style-type: none"> ◎主要構造の比較検討書 ◎主要構造の選定理由書 ◎基礎杭比較検討書 	<ul style="list-style-type: none"> 各3部 1部 1部 		<ul style="list-style-type: none"> ファイル綴じ 	<ul style="list-style-type: none"> ※CD-Rによる提出 サイズ：A3判

○杭種・工法の設定理由書				
(c) 電気設備				※CD-Rによる提出 サイズ：A3判
○ 電気設備基本設計図書	各 3 部		ファイル綴じ	
○ 電気設備計画概要書				
○ 太陽光発電計画概要書 (付随する蓄電設備・発電設備計画等の概要を含む)				
○ 仕様概要書				
○ 工事費概算書	1 部			
(d) 機械設備				※CD-Rによる提出 サイズ：A3判
○ 機械設備基本設計図書	各 3 部		ファイル綴じ	
○ 空気調和設備計画概要書				
○ 給排水衛生設備計画概要書				
○ 雨水再利用設備計画書				
○ 昇降機設備計画概要書				
○ 仕様概要書				
○ 工事費概算書	1 部			
(e) 解体設計				
○ 工事費概算書	1 部			
(f) 土木（建築外構）工事設計				※CD-Rによる提出 サイズ：A3判
○ 土木工事基本設計図書	各 3 部		ファイル綴じ	
○ 外構計画概要書 (外構, グラウンド造成, 掘削・盛土等を含む)				
○ 施設・設備・舗装等仕様概要書				
○ 仕様概要書				
○ 工事費概算書	1 部			
(g) その他				※CD-Rによる提出 サイズ：A3判
○ 透視図	一式		ファイル綴じ	
○ 外観図			※原図1部は額縁入り	
○ 全体アイレベル（外観パース）	2 部			
○ 全体鳥瞰図	2 部			
○ 内観図	2 部			
・ 模型				
○ 学校建築計画説明動画作成	1 部		データ形式	※CD-Rによる提出
○ 日影図	1 部			

○ 設計内容説明書	1部			
○ 設計内容説明書 概要版	50部		小冊子	サイズ：A3判
○ 敷地現況測量報告書	1部			
○ アスベスト調査報告書	2部			
○ 昇降機調査報告書	1部			
○ 12条5項報告書				
○ 地質調査報告書				
○ 報告書				
○ 原図				
○ 地質標本				
○ 構造検討書	1部			
(f) 資料			ファイル綴じ	※CD-Rによる提出
○ 各種技術資料	一式			
○ 各記録書（議事録，報告書等）	一式			
○ 広報資料（パンフレット）	50部			

- (注)： 建築（構造），電気設備及び機械設備の成果物は，建築（意匠）基本設計の成果物の中に含めることができる
- ： 成果物は，担当職員の指示により，製本とする。
 - ： 建築（意匠）設計図は，適宜，追加してもよい。
 - ： 提出図等の縮尺は，協議による。
 - ： 既存図のコピー，貼付け等での作図は原則禁止とする。
- CADデータ等の保存形式については原則JWW形式とする。またレイヤー構成については，業務着手時に担当職員と協議する。
- 電子媒体（CD-R）の提出部数は1部とする。
- ： 電子データの提出にあたっては，最新のウイルスチェックを行うものとする

(3) 実施設計

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A4判以外は特記)
(a) 建築（意匠）				※CD-Rによる提出
○ 建築（意匠）設計図	各4部		ファイル綴じ	サイズ：A3判
○ 特記仕様書			※原図1部は製本	
○ 仕様概要表				
○ 仕上表				
○ 建物面積表及び敷地求積図				

<ul style="list-style-type: none"> ○敷地案内図 ○配置図 ○平面図（各階） ○断面図 ○立面図（各面） ○矩計図 ○展開図 ○天井伏図 ○平面詳細図 ○断面詳細図 ○部分詳細図 ○建具表 ○家具キープラン ○家具詳細図 ○部分詳細図 ○仮設計画図 ○ 計画通知図書 ○ 中高層建築物の届出書 	<p>各 2 部</p> <p>各 2 部</p>		<p>ファイル綴じ</p> <p>ファイル綴じ</p>	
<p>(b) 建築（構造）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築（構造）設計図 ○仕様書 ○伏図 ○軸組図 ○各部断面図 ○標準詳細図 ○各部詳細図 ○ 構造計算書 ○ 構造検討書 ○ 計画通知図書 	<p>各 4 部</p> <p>各 2 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 2 部</p>		<p>ファイル綴じ</p> <p>※原図 1 部は製本</p> <p>ファイル綴じ</p> <p>ファイル綴じ</p> <p>ファイル綴じ</p>	<p>※CD-R による提出</p> <p>サイズ：A3 判</p>
<p>(c) 電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気設備設計図 ○特記仕様書 ○敷地案内図 ○配置図 ○電灯設備図 ○動力幹線図 	<p>各 4 部</p>		<p>ファイル綴じ</p> <p>※原図 1 部は製本</p>	<p>※CD-R による提出</p> <p>サイズ：A3 判</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○受変電設備図 ○幹線系統図・幹線リスト ○警報設備系統図 ○分電盤結線図 ○静止形電源設備図 ○構内情報通信網設備図 ○映像・音響設備図 ○電気時計設備図 ○拡声設備図 ○誘導支援設備図 ○インターフォン設備図 ○テレビ共同受信設備図 ○監視カメラ設備図 ○自動火災報知設備図 ○機械警備設備図 ○構内配電線路図 ○構内通信線路図 ○弱電設備 本校舎接続図（過渡期） ○撤去図 				
<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電システム設備設計図 ○仕様書 ○構内配電線路図 	各4部		ファイル綴じ ※原図1部は製本	サイズ：A3判
<ul style="list-style-type: none"> ○電気設備設計計算書 ○計画通知図書 ・中高層建築物の届出書 	2部 各2部 2部		ファイル綴じ ファイル綴じ	
<p>(d) 機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○機械設備設計図 ○特記仕様書 ○敷地案内図 ○配置図 ○空気調和設備設計図書 <ul style="list-style-type: none"> ○機器表 ○空気調和設備図 ○換気設備図 ○屋外設備図 ○給排水衛生設備設計図書 	各4部		ファイル綴じ ※原図1部は製本	※CD-Rによる提出 サイズ：A3判

<ul style="list-style-type: none"> ○機器表 ○衛生器具設備図 ○給水設備図 ○排水設備図 ○給湯設備図 ○消火設備図 ○厨房機器設備図 ○ガス設備図 ○屋外設備図 ○昇降機設備設計図書 <ul style="list-style-type: none"> ○昇降機設備図 ○雨水排水再利用設備図 <ul style="list-style-type: none"> ○機器表 ○器具設備図 ○給水設備図 ○排水設備図 ○撤去図 ○ 機械設備設計計算書 ○ 空気調和設備設計計算書 ○ 給排水衛生設備設計計算書 ○ 昇降機設備設計計算書 ○ 計画通知図書 ・ 中高層建築物の届出書 	<p>各 2 部</p> <p>2 部</p> <p>2 部</p>		<p>ファイル綴じ</p> <p>ファイル綴じ</p>	
<p>(e) 解体設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 解体設計図 	各 4 部		<p>ファイル綴じ</p> <p>※原図 1 部は製本</p>	<p>※CD-R による提出</p> <p>サイズ：A3 判</p>
<p>(f) 土木（建築外構）工事設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土木工事設計図書 ○ 外構計画図 <ul style="list-style-type: none"> ○ 仕様書 ○ グラウンド造成図（排水設備図を含む） ○ 施設配置図 ○ 施設詳細図 ○ 構造設計図（建築構造図に準ずる） 	各 3 部		<p>ファイル綴じ</p> <p>※原図 1 部は製本</p>	<p>※CD-R による提出</p> <p>サイズ：A3 判</p>
<p>(g) 建築積算</p>			<p>ファイル綴じ</p>	<p>※CD-R による提出</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築工事設計内訳書 ○ 建築工事積算数量算出書 ○ 建築工事積算数量調書 ○ 見積書等関係資料(3社以上) ○ 単価資料 	<ul style="list-style-type: none"> 1部 1部 1部 一式 			
(h) 電気設備積算 <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気設備工事設計内訳書 ○ 電気設備工事積算数量算出書 ○ 電気設備工事積算数量調書 ○ 見積書等関係資料(3社以上) ○ 単価資料 	<ul style="list-style-type: none"> 1部 1部 1部 一式 		ファイル綴じ	※CD-Rによる提出
(i) 機械設備積算 <ul style="list-style-type: none"> ○ 機械設備工事設計内訳書 ○ 機械設備工事積算数量算出書 ○ 機械設備工事積算数量調書 ○ 見積書等関係資料(3社以上) ○ 単価資料 	<ul style="list-style-type: none"> 各1部 各1部 各1部 各1部 一式 		ファイル綴じ	※CD-Rによる提出
(j) 解体積算 <ul style="list-style-type: none"> ○ 解体工事設計内訳書 ○ 解体工事積算数量算出書 ○ 解体工事積算数量調書 ○ 見積書等関係資料(3社以上) ○ 単価資料 	<ul style="list-style-type: none"> 各1部 各1部 各1部 各1部 一式 		ファイル綴じ	※CD-Rによる提出
(k) 土木(建築外構)積算 <ul style="list-style-type: none"> ○ 外構工事設計内訳書 ○ 外構工事積算数量算出書 ○ 外構工事積算数量調書 ○ 見積書等関係資料(3社以上) ○ 単価資料 	<ul style="list-style-type: none"> 各1部 各1部 各1部 各1部 一式 		ファイル綴じ	※CD-Rによる提出
(l) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 透視図 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外観図 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体アイレベル(外観パース) ・ 全体鳥瞰図 ・ 内観図 ○ 建築物エネルギー消費性能確保計画 			ファイル綴じ ※原図1部は額縁入り	※CD-Rによる提出 サイズ：A3判

(適合性判定関係)				
・ 防災計画図書				
○ 省エネルギー関係計算書	1部			
○ 日影図	1部			
○ 設計内容説明書	1部			
○ 概略工事工程表	1部			
○ 関係者説明資料	50部			
○ 法第12条第5項報告書	2部			
○ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) 目標値報告書	2部			
○ 特定施設等(変更)通知書	2部			
○ 景観形成に係わる建築行為事前協議申請書	2部			
○ 柏市景観計画区域内行為通知書	2部			
・ 土地地区画整理法関連申請書	2部			
○ 開発事業許可関連申請書	2部			
○ 緑化計画書	2部			
○ B E L S 申請書	2部			
・ 耐震補強検討報告書	1部			
(m) 資料			ファイル綴じ	※CD-Rによる提出
○ 各種技術資料	一式			
○ 構造計算データ	1部			
○ 各記録書	一式			

(注)： 建築(構造)の成果物は、建築(意匠)実施設計の成果物の中に入れることができる。

： 成果物は、担当職員の指示により、製本とする。

： 積算数量調書の作成は、営繕積算システム RIBC2 ((一財) 建築コスト管理システム研究所)「内訳書作成システム」による。

： 設計図は、適宜、追加してもよい。

： 既存図のコピー、貼付け等での作図は原則禁止とする。

： 成果物の電子データは電子媒体(CD-R)にて1部提出し、図面ファイルについては以下のとおりとする。

①図面ファイルはCADデータとPDFデータをそれぞれ作成する。

②CADデータ等の保存形式については、**原則 JWW 形式**とし、1図面1ファイルとなるよう作成する。またPDFデータは各図面と図面一式のデータを作成する

： 各種技術資料、計算データ等電子媒体化が可能な物はCD-Rで提出とする。

- : 電子データの提出にあたっては、最新のウイルスチェックを行うものとする。
- : 工事の発注形態は、各工事（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）を分離して発注を予定しているので、図面・RIBC等は分離して作成とする